

令和 7 年度 南会津町地域公共交通サービス利便性向上調査業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 業務名称 令和 7 年度南会津町地域公共交通サービス利便性向上調査業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期限 契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日まで

2. 提案上限額

4,950,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 選定方法及び契約方法

公募型プロポーザル方式／（価格面と技術面を総合的に評価し、委託契約候補者を選定する。）

4. スケジュール

- (1) 募集開始 令和 7 年 6 月 20 日（金）
- (2) 質問受付期限 令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 5 時まで
- (3) 質問回答期限 令和 7 年 6 月 30 日（月）午後 5 時まで
- (4) 参加申込書受付期限 令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 5 時まで
- (5) 企画提案書受付期限 令和 7 年 7 月 18 日（金）午後 5 時まで
- (6) プロポーザル審査会 令和 7 年 7 月 25 日（金）（予定）
- (7) 審査結果通知 令和 7 年 7 月 30 日（水）（予定）
- (8) 契約締結 令和 7 年 8 月 1 日（金）（予定）

5. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中でないこと。
- ウ 公告日現在、「南会津町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等にす
る要綱」に基づく指名停止措置の期間中でないこと。
- エ 本町の入札参加資格を有していない場合は、公告日現在、国及び他の地方公共団体において、指
名停止の措置を受けていないこと。
- オ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- カ 南会津町暴力団排除条例（平成 24 年南会津町条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び
同条第 2 号に規定する暴力団員並びに同条第 3 号に規定する暴力団員等と関係を有する者でな
いこと。

(2) 配置予定技術者の資格

ア 管理技術者は、次の資格を有していること。

・技術士(「建設部門(都市及び地方計画)」または「建設部門(道路)」)

イ 主担当技術者は、次のいずれかの資格を有していること。

・技術士(「建設部門(都市及び地方計画)」または「建設部門(道路)」)

・RCCM(「都市計画及び地方計画」または「道路」)

※契約締結後であっても、上記(1)及び(2)の条件を満たしていないと判断された場合、契約の解除を行う場合がある。

6. 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年6月20日(金)から令和7年6月25日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールにより、下記の「14. 問合せ先・提出先」宛てに質問書(様式第5号)を提出すること。電子メールの件名は「南会津町地域公共交通サービス利便性向上調査業務に関する質問(事業者名)」とすること。なお、電話や来訪など口頭による質問は受け付けない。

※メール送信後、南会津町総合政策課地域振興係に受信確認の電話をすること。

(3) 回答方法

質問書に記載された担当者連絡先に対し、電子メールにより随時回答を送付する。また、質問及び回答内容は、令和7年6月30日(月)午後5時までに南会津町ホームページに公表する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

7. 参加申込の手続き

(1) 提出書類及び提出部数

次に掲げる参加申込書及び添付書類を各1部提出すること。

ア(様式第1号) 参加申込書

イ(様式第2号) 同種・類似業務実績整理表

ウ(様式第3号) 会社概要

エ(様式第4-1号) 配置技術者調書(管理技術者)

オ(様式第4-2号) 配置技術者調書(主担当技術者)

カ(任意様式) 実施体制表

(2) 提出期間

令和7年6月20日(金)から令和7年7月4日(金)午後5時まで

(持参の場合は土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「14. 問合せ先・提出先」宛てに提出すること。なお、郵送の場合

は、書留または簡易書留により送付すること。

(4) その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を提出すること。

8. 企画提案書等の提出

プロポーザル参加者は、次により企画提案書を提出するものとする。

(1) 提案事項

ア 提案にあたっての全体方針（基本的な取組方針や意欲、町への貢献に対する考えなど）

イ 業務全体の具体的な実施スケジュール

ウ 「南会津町地域公共交通サービス利便性向上調査業務委託仕様書」の「5 委託業務内容」に示す事項への対応方針や具体的な取組方法

(2) 提出物及び提出部数

ア 企画提案書送付文（様式第7号） 1部

イ 企画提案書 7部

・ A4判、横書き、左綴じ（A3折込可）、10ページ以内（着色可）

・ 作成にあたっては、イラストやサンプル画像を掲載するなど、可能な限りイメージしやすいよう工夫すること。また、専門用語等については、必要に応じて解説や用語集をつけるなど、専門知識が無くても理解しやすいように配慮すること。

ウ 見積書（任意様式） 1部

・ 提案に必要な一切の経費を含めること。

(3) 提出期間

令和7年7月7日（月）から令和7年7月18日（金）午後5時まで

（持参の場合は土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで）

(4) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「14. 問合せ先・提出先」宛てに提出すること。なお、郵送の場合は、書留または簡易書留により送付すること。

(5) 留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合がある。

イ 提出された企画提案書は返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

9. 委託契約候補者の選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、町が設置する「南会津町地域公共交通サービス利便性向上調査業務プロポーザル審査委員会」が行う。

(2) 審査方法

審査は、企画提案内容、業務実績、価格等を別紙「評価基準表」に基づき総合的に評価する。なお、参加者が5者を超える場合は、担当課において書類審査を実施し、プレゼンテーションを実施する者を5者に絞り込む。書類審査の有無及び書類審査を実施した場合の結果については、電子メールで通知する。また、参加者が1者であった場合も審査を行うものとする。

(3) プレゼンテーションの実施

1 企画提案書あたり30分以内で説明を行い、説明終了後に審査委員が質疑を行う。

1 企画提案書あたりのプレゼンテーションの時間は、説明と質疑を含めて合計45分以内とする。なお、プレゼンテーションの実施日、場所等については次のとおりとし、詳細日程等は電子メールにより各参加者に通知する。

- ・実施日：令和7年7月25日（金）（予定）
- ・場 所：南会津町役場本庁3階 大会議室（正庁）
- ・出席者：2名まで

※資料を投影する機器（プロジェクター及びスクリーン）は町で用意するが、パソコン等の機器は持参すること。

(4) プレゼンテーションを行う順番

提出された企画提案書類等について、提出物及び提出部数や内容等を確認した上で、町が受け付けた順番とする。

(5) 委託契約候補者の決定

審査委員1人あたりの合計点に基づき、委員毎に上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をそれぞれ付け、合計した総得点により順位を付する。

なお、総得点と同点の場合は、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査会において合議の上、総合順位を決定するものとする。

10. 審査結果

審査結果については、参加者に対して書面により通知するとともに、南会津町ホームページに公表する。この場合において、参加者の名称については、委託契約候補者のみ公表する。

また、評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は公開しない。加えて、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

11. 契約の方法等

- (1) 原則として、委託契約候補者の企画提案書等の記載内容が契約締結時の業務内容となるが、業務の目的達成のため、委託契約候補者との協議により、内容を修正・追加する場合がある。
- (2) 委託契約候補者が正当な理由無く契約を締結しないとき、または協議が整わないときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった参加者を委託契約候補者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結することとする。
- (3) 委託契約締結後の業務実施について、第三者へ一部業務の再委託を行う予定がある場合は、その必要性や再委託業務の範囲、再委託予定者などについて、7(1)の「カ（任意様式）実施体制

表」に記載すること。

1 2. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 町が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

1 3. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て参加者の負担とする。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションに正当な理由無く欠席した場合

カ 参考見積書の金額が契約限度額を超過した場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要と認める場合には、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 提案者は、公募型プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 4. 問合せ先・提出先

南会津町総合政策課地域振興係

〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531-1

(電話) 0241-62-6210 (FAX) 0241-62-1288

(メールアドレス) h_seisaku@minamiaizu.org

以上